委託業務特記仕様書(令和4年5月1日以降適用)

(共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省港湾局)」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」,「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は,次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書(変更・追加事項)」のとおりとする。なお,入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(徳島県HP):「委託業務共通仕様書について」

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

(共通仕様書の読み替え)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」,「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において,「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と, 読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

- 第4条 当初業務委託料(税込み)が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量,設計,試験及び調査の委託業務(建物調査,不動産鑑定,除草,現場施工管理等の委託業務は除く)は,別に定める「委託業務(土木)における成績評定の選択制の取扱い(試行)」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務(土木)成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料(税込み)が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務(土木)における成績評定の選択制の取扱い(試行)

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/

(本業務の特記仕様事項)

第5条 本業務における特記仕様事項は、「宮川内ダム水質調査 特記仕様書」のとおりとする。

宮川内ダム水質調査 特記仕様書

第1条 (適用)

本仕様書は宮川内ダム水質調査業務に適用する。

第2条 (準拠基準)

調査方法は、「国土交通省河川砂防技術基準」、「ダム貯水池水質調査要領」及び「河川水質試験方法(案)」に基づいて誠実に行うものとする。

第3条 (計画準備)

計画書は、監督員と打合せのうえ提出すること。また、業務完了時にも打合せを行うこと。

第4条 (調查地点)

調査地点は、「宮川内ダム地点 (網場地点)」、「宮川内ダム流入河川地点」、「宮川 内ダム放水口地点」(別添位置図参照)

第5条 (調査水深)

調査水深は次のとおりとする。

(1) 宮川内ダム・・・表面から 0.5 m下

1/2 水深

底から 1.0 m上

(2) 流入河川地点及び放水口地点・・・2 割水深

第6条 (調査回数)

水質調査 6 月,7 月,8 月,9 月,10 月,11 月,12 月,2 月 計 8 回 底質調査 1 回/年 (8 月) とする。(別紙参照)

※なお、実調査日については、調査月の中旬を目安としているが、天候・周辺状況等を考慮し、監督員との事前協議により決定する。

第7条 (調査項目)

調査項目は次のとおりとする。

- ・水質調査項目:水温、濁度、pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質量)、DO(溶存酸素)、 大腸菌数、総窒素、総リン、クロロフィルα、溶解性鉄、溶解性マンガン
- ・底質調査項目:粒度組成、強熱減量、COD(化学的酸素要求量)、総窒素、総リン、硫化物、鉄、マンガン、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB(ポリ塩化ビフェニル)、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、酸化還元電位

第8条 (中間報告)

受託者は、調査を行う毎にその結果を所定の様式により、速やかに報告するものとする。

第9条 (調査結果の整理)

調査結果は、調査表及び水質変化グラフに整理するものとする。

第10条 (成果品の提出)

受託者は、本業務の完了後、成果品2部と監督員の指示する調査表を作成し、提出するものとする。

第11条 (貸与物)

1. 水質調査のため貸与される監視船については、小型船舶操縦士免許所持者が操縦するものとする。

なお、監督員から監視船を引き渡された時は、異常の有無を点検し、異常を発見した時は、速やかに監督員に申し出てその指示を受けるものとする。

また、監視船を監督員に引き渡す場合も同様とする。

2. 受託者の故意又は過失により、貸与物を損傷もしくは滅失した場合は直ちに監督員に報告し、その指示の基づき修理又は損害の賠償を行わなければならない。

第12条 (疑義)

委託調査開始前又は作業中に疑義を生じた場合は、直ちに監督員の指示を受けなければならない。

表-1 水質試験方法

| 調査項目 | 試 験 方 法 |
|----------------|------------------|
| 水 色 | 河川水質試験方法 I.5.2 |
| 透明度(透視度) | 河川水質試験方法 I.5.2 |
| 水温 | 河川水質試験方法 I.5.2 |
| 濁 度 | 河川水質試験方法 Ⅱ.3 |
| p H (水素イオン濃度) | 河川水質試験方法 Ⅱ.5 |
| BOD(生物化学的酸素要求量 | 河川水質試験方法 Ⅱ.9 |
| COD(化学的酸素要求量)) | 河川水質試験方法 Ⅱ.10 |
| SS(浮遊物質量) | 河川水質試験方法 Ⅱ.11 |
| D O(溶存酸素) | 河川水質試験方法 Ⅱ.8 |
| 大腸菌数 | S46環境省告示第59号付表10 |
| 総窒素 | 河川水質試験方法 Ⅱ.53 |
| 総リン | 河川水質試験方法 Ⅱ.54 |
| 鉄 | 河川水質試験方法 Ⅱ.31 |
| マンガン | 河川水質試験方法 Ⅱ.32 |
| クロロフィル a | 河川水質試験方法 Ⅱ.58 |

注 河川水質試験方法 (河川水質試験方法 (案) [2008 年版]) S46 環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準 S46.12.28)

表-2 底質試験方法

| 調査項目 | 試 験 方 法 |
|------------------|------------------|
| 粒度組成 | JIS A 1204 |
| 強熱減量 | 底質調査方法 II 4.2 |
| COD(化学的酸素要求量) | 底質調査方法 Ⅱ 4.7 |
| 総窒素 | 底質調査方法 Ⅱ 4.8.1 |
| 総リン | 底質調査方法 Ⅱ 4.9.1 |
| 硫化物 | 底質調査方法 Ⅱ 4.6 |
| 鉄 | 底質調査方法 II 5.5 |
| マンガン | 底質調査方法 II 5.6 |
| カドミウム | 底質調査方法 II 5.1 |
| 鉛 | 底質調査方法 II 5.2 |
| 六価クロム | 底質調査方法 II 5.12 |
| ヒ素 | 底質調査方法 II 5.9 |
| 総水銀 | 底質調査方法 II 5.14.1 |
| アルキル水銀 | 底質調査方法 Ⅱ 5.14.2 |
| PCB (ポリ塩素化ビフェニル) | 底質調査方法 Ⅱ 6.4 |
| チウラム | S46環境省告示第59号付表4 |
| シマジン | S46環境省告示第59号付表5 |

| チオベンカルブ | S46環境省告示第59号付表5 |
|---------|-----------------|
| セレン | JIS K 0102 |
| 酸化還元電位 | 河川水質試験方法 Ⅱ.6 |

注 試験方法: JIS K 0102 (工場排水試験方法[2019年版])

S49 環境庁告示第64 号 (排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が 定める排水基準に係る検定方法 S49.9.30)

S46 環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準 S46.12.28)

S47 総理府令第66 号 (農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の 検定の方法を定める省令 S47.10.27)

JIS K 0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法[1995 年版]) 河川水質試験方法 (河川水質試験方法 (案) [2008 年版])

別添位置図

